

2016年12月

## 今後の学校教育における更生方法について ～アメリカの少年犯罪防止策を視点として～

情報学部 経営情報学科 新井ゼミ  
B3P21045 黒川 耕大

### 【卒業論文概要】

1990年代以降、日本では、戦後例のないような凶悪な少年犯罪が頻発した。2000年11月28日に議員立法により改正少年法は成立した。その内容は、裁定合議制度の導入、検察官及び弁護人たる附添人が関与した審理の導入、観護措置期間の延長、被害者等への裁判結果を通知、検察官に対して事実認定及び法令の適用に関する抗告権の付与、そして少年犯罪の凶悪・低年齢化の定着傾向を重く見ての逆送年齢の16歳から14歳への引き下げなどが挙げられる。この時から日本の少年犯罪への厳罰主義の動きが出てきている。

厳罰主義は確かに犯罪抑制に有効であるかもしれない。逆送年齢の引き下げで犯行をとどまる少年もいるだろう。しかし、本当にそれだけでよいのだろうか。厳罰主義を導入後、2000年から2008年までの刑法に触れた少年の総数は141,721人から90,966人と、総数で見ると一見減少している。しかし、少年全体の刑法少年を人口比で見ると、ここ数年1,000人あたり15人前後を行き来しており、ほとんど変化していないのだ。

一方、アメリカでは日本とは比較にならないほど凄まじく凶悪な少年犯罪が起こる。学校内や登校途中などに少年による銃乱射事件が日常的に発生し、警察官は「最近のガキは銃で殺しあう以外にやることはないのか」と嘆くほどだ。そのアメリカでは、今から30年以上も前に厳罰主義の動きがある。しかし、日本と異なるのは、厳罰と同時に予防・事後対応・更生の制度が充実していることである。アメリカには地域社会の住民、学校の教職員、親、警察官、マスコミ関係者、少年司法関係者などの大人が一致協力して少年犯罪と闘うシステムが整っている。

企業倒産の続出や大量解雇などで日本社会の不安定気が続く今、将来に希望を持っていない未成年者の犯罪はどんどん増えることが予想できる。現在の日本のシステムでは、少年犯罪の凶悪化、低年齢化に対応することはできないのではないだろうか。日本は以前から厳罰主義を取り入れ、社会全体が少年犯罪と闘うシステムができているアメリカから学ぶことが多いはずである。

そこで本論文では、アメリカの少年犯罪の実情を把握した上で、アメリカ独自の予防策・対応策の紹介を通し、それらから日本は自国の少年犯罪抑制のために何を学ぶべきかを明らかにすることを課題とする。